札幌市委託業務契約約款（道路維持除雪業務）

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受託者は、設計図書に明示されていない事項及び疑義を生じた事項については、担当職員に通知し、その確認を請求することができる。

３　この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

７　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

10　委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

11　受託者は、この契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約の保証）

第２条　受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、委託料の 10 分の１以上としなければならない。

４　受託者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 30 条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受託者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の 10 分の１に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（関連業務等の調整）

第３条　委託者は、受託者の履行する業務と、委託者が第三者に委託する他の業務又は発注する他の工事（以下「他業務等」という。）が密接に関連する場合において、必要があるときは、それらの履行又は施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の行う他業務等の円滑な履行又は施工に協力しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受託者は、第 11 条の規定による委託者からの貸与品及び支給材料について第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第５条　受託者は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第６条　委託者は、受託者に対して、業務の一部を受託者から委託された者（以下「下請負人」という。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（担当職員）

第７条　委託者は、担当職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも同様とする。

2　担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　この契約の履行についての受託者又は受託者の現場統括主任に対する指示、承諾又は協議

(2)　設計図書に基づく業務の履行のため受託者が作成した業務実施計画書の承諾

(3)　設計図書に基づく日程の管理、立会い、業務の履行状況の検査（確認を含む。）

3　委託者は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。分担を変更したときも同様とする。

4　第2項の規定に基づく担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　委託者が担当職員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（第26条の催告、第2条第6項、第31条第1項及び第2項の請求、第14条第2項及び第15条第2項の通知並びに第26条及び第27条の解除を除く。）については、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

6　委託者が担当職員を置かないときは、この約款に定める担当職員の権限は、委託者に帰属する。

（現場統括主任等）

第8条　受託者は、次の各号に掲げる者を定めて業務現場に設置し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1)　現場統括主任

(2)　本業務における道路維持作業の履行の技術上の管理を司る、本業務専属の道路維持技術主任（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第1に規定される舗装工事業に係る法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者をいう。）

(3)　本業務における道路パトロール作業の履行の技術上の管理を司る、本業務専属の道路パトロール技術主任（法別表第1に規定される舗装工事業に係る法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者をいう。）

(4)　本業務における道路除雪作業の履行の技術上の管理を司る、本業務専属の道路除雪技術主任（法別表第1に規定される土木工事業、とび・土工工事業又は舗装工事業に係る法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者をいう。）

(5)　本業務における雪堆積場管理作業の履行の技術上の管理を司る、本業務専属の雪堆積場管理技術主任（法別表第1に規定される土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業又は造園工事業に係る法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者をいう。）

(6)　本業務における雪堆積場雪割作業の履行の技術上の管理を司る、本業務専属の雪堆積場雪割技術主任（法別表第1に規定される土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業又は造園工事業に係る法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者をいう。）

(7)　本業務において除雪センターに常駐し、その運営等の責任者となる除雪センター長（法別表第1に規定される土木工事業、とび・土工工事業又は舗装工事業に係る法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者をいう。）

2　現場統括主任は、この契約の履行に関し、業務現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3　受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場統括主任に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

4　第1項第1号に規定する現場統括主任は、受託者の代表者と直接雇用関係にある者でなければならない。

5　第1項第2号から第7号までに掲げる者は、所属会社と3か月以上の直接雇用関係がある者でなければならない。

6　第1項各号に掲げる者の兼務の可否については、別表によるものとする。

（履行報告）

第9条　受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

（業務関係者に関する措置請求）

第10条　委託者は、現場統括主任がその職務（道路維持技術主任、道路パトロール技術主任、道路除雪技術主任、雪堆積場雪割技術主任及び除雪センター長と兼任する現場統括主任にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　委託者又は担当職員は、道路維持技術主任、道路パトロール技術主任、道路除雪技術主任、雪堆積場管理技術主任、雪堆積場雪割技術主任及び除雪センター長（現場統括主任を兼任する者を除く。）、その他受託者が業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3　受託者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

4　受託者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

（貸与品及び支給材料）

第11条　委託者から受託者への貸与品及び支給材料の引渡しについては、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。ただし、除雪機械を貸与する場合は除雪機械貸与指示書によるものとする。

2　貸与品及び支給材料は、受託者の立会いのもとに検査して引き渡すものとし、受託者は、借用書又は受領証を提出しなければならない。

3　受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けた後、当該貸与品又は支給材料に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しな

いこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

４　委託者は、受託者から前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該貸与品又は支給材料に代えて他の貸与品又は支給品を引き渡さなければならない。

５　受託者は、貸与品及び支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

６　受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品又は支給材料を委託者に返還しなければならない。

７　受託者は、故意又は過失により、貸与品又は支給材料が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指示に従って代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

８　受託者は、貸与品又は支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、担当職員の指示に従わなければならない。

（設計図書の変更）

第 12 条　委託者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 13 条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより業務目的物等に損害を生じ又は作業現場の状態が変動したため、受託者が業務を履行することができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

２　委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

３　委託者は前２項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第 14 条　履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第 16 条の場合にあっては、委託者が履行期間変更の請求を受けた日、第 17 条の場合にあっては、受託者が履行期間変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（委託料の変更方法等）

第 15 条　委託者は、委託料を変更するときは、原委託料から原委託料に 110 分の 10 を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額に新設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額を乗じ原設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額で除して得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てることができる。）に、1.10 を乗じて得た額を新委託料として受託者に通知する。ただし、特にこれによりがたい場合は、委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項ただし書の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

３　第 12 条、第 13 条、前条、この条第１項及び第 34 条第１項の規定により変更が行われる場合において、受託者は委託者の指定する期間内に請書を提出しなければならない。

４　この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

５　年度末において委託料の変更を行う場合は、３月 15 日を基準日として定め、実作業量及び基準日以降で確実に作業の実施が確定されているものについて行う。

６　第１項の新設計金額の算定にあたっては、変更された業務内容に対する設計金額が、当初設計金額よりも減額となる工種については、道路維持除雪業務待機補償料取扱要領（平成 22 年７月 28 日建設局長決裁）に定めるところによる待機補償料を、変更された業務内容に対する設計金額に加算した金額を当該工種の新設計金額とする。

７　前項の規定による委託料の変更については、第５項に規定する年度末のみの適用とする。

（軽油単価の変更に基づく委託料の変更）

第 15 条の２　当該業務の履行期間内に、軽油単価（札幌市工事施行規程（平成４年訓令第４号）第 11 条第１号に基づき定める軽油の単価をいう。）の改定があり、改定後の軽油単価が委託業務契約締結単価と比較して５％以上の増減となる改定があった場合においては、この軽油単価（以下「変更予定単価」という。）の改定日以降に実施した作業のうち、除雪（雪堆積場を含む。）に関する工種を対象に委託料の変更を行うことができるものとする。この委託料の変更を行う場合は、第３項各号に示す期間の最終月にそれぞれ行うものとする。

２　次項各号の期間中、更に軽油単価の改定があり、変更予定単価と比較して５％以上の増減があった場合も前項と同様とする。なお、変更予定単価と比較して５％以上の増減があった場合は、増減後の単価を変更予定単価と読み替える。

３　(1)　業務着手日から１月末日まで

(2)　２月１日から３月末日まで

(3)　４月１日から契約書別紙に定める道路除雪（雪堆積場含む）の最終支払月末日まで

（受託者の請求による履行期間の延長）
第16条　受託者は、天候の不良、第３条の規定に基づく他業務等の調整への協力その他受託者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。
２　委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（委託者の請求による履行期間の短縮等）
第17条　委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。
２　委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
３　委託者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（一般的損害）
第18条　業務の完了前に、業務の履行につき生じた損害（次条第１項から第３項まで又は第18条の３第１項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（第35条第１項又は第２項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。
（第三者に及ぼした損害）
第18条の２　業務の履行につき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（第35条第１項又は第２項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
３　業務の履行につき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（第35条第１項又は第２項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
４　前３項の場合その他業務の履行につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。
（不可抗力による損害）
第18条の３　業務の完了前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができないものにより、仮設物又は作業現場に搬入済みの業務材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。
２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第35条第１項又は第２項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
３　前項の規定により損害の状況が確認され、そのすべてを受託者に負担させることが著しく公正を欠くと認められる場合は、委託者がその一部又は全部を負担する。この場合においては、その損害額及び負担額は、委託者と受託者の協議によるものとする。
（検査及び確認等）
第19条　受託者は、毎日の業務の履行内容を委託者が示す業務日誌等に記録して委託者に提出し、担当職員の確認を受けるものとする。
２　受託者は各月ごとの業務が終了又は完了したときは、その旨を書面により委託者に報告するものとする。
３　委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に、受託者の立会いのもと業務の終了又は完了を確認する検査（以下「終了又は完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
４　受託者は、終了又は完了検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合の修補の完了の報告及び検査については、前２項の規定を準用する。
（委託料の支払い）
第20条　受託者は、前条の規定に基づく終了又は完了検査に合格したときは、契約書別紙に定める金額の範囲内で委託料の支払いを請求することができる。
２　第15条の規定による委託料の変更があった場合の契約書別紙の変更方法は、次のとおりとする。
⑴　当年度（契約締結日が属する年度をいう。アにおいて同じ。）に委託料の変更があった場合
　ア　当年度に係る変更分　変更後、最初に請求が可能となる金額に、当該変更分を加え、又は減ずる。
　イ　次年度に係る変更分　変更後の委託料を、契約書別紙に定める各月の金額の割合に応じて按分する。
⑵　次年度に委託料の変更があった場合　変更後、最初に請求が可能となる金額に、変更額を加え、又は減ずる。
３　委託者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
４　委託者がその責めに帰すべき事由により前条第３項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
（契約不適合責任）

第21条　委託者は、完了した業務の履行内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、修補による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

2　前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の任意解除権）

第22条　委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、受託者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第23条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　受託者の責めに帰すべき理由により、設計図書に適合した業務の履行ができないと認められるとき。

(2)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3)　第８条第１項各号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4)　正当な理由なく、第21条第１項の履行の追完がなされないとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第24条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第４条第１項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

(2)　この契約を履行することができないことが明らかであるとき。

(3)　受託者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(8)　第26条又は第27条の規定によらないでこの契約の解除の申出があったとき。

(9)　受託者（共同企業体の構成員のいずれかの者をいう。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条　第23条各号又は前条各号（第７号及び第９号を除く。）に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）
第 26 条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
（受託者の催告によらない解除権）
第 27 条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴　第 12 条の規定により設計図書を変更したため委託料が３分の２以上減少したとき。
⑵　第 13 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の５（履行期間の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第 28 条　第 26 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
（解除に伴う措置）
第 29 条　委託者は、第 23 条、第 24 条、第 26 条又は第 27 条の規定により、この契約が解除された場合において、解除するまでの間に履行した部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を受託者に支払わなければならない。
２　第 23 条、第 24 条、第 26 条又は第 27 条の場合において、第 20 条の規定による委託料の支払いがあったときは、当該支払い済の額を解除するまでの間に履行した部分に相応する委託料から控除する。この場合において、受領済みの委託料になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額に、委託料の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）に定める割合で計算した額の利息を付した額を、委託者に返還しなければならない。
３　受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 11 条の規定による貸与品があるときは、これを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
４　受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 11 条の規定による支給材料があるときは、業務の既履行部分として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したとき、若しくは業務の既履行部分として検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
５　受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務用地等に、受託者が所有又は管理する業務材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（前２項の貸与品又は支給材料のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、これを撤去するとともに、業務用地等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。
６　前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等を原状に復さないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、その業務用地等を原状に復することができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分等について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分等に要した費用を負担しなければならない。
７　第３項から第５項までに規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 23 条、第 24 条又は次条第３項の規定によるときは委託者が定め、第 22 条、第 26 条又は第 27 条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとする。
８　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。
（委託者の損害賠償請求権等）
第 30 条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
⑴　履行期間内に業務を完了することができないとき。
⑵　業務の履行内容に契約不適合があるとき。
⑶　第 23 条又は第 24 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、委託料の 10 分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
⑴　第 23 条又は第 24 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
⑵　業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
⑴　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
⑵　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
⑶　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合並びに第 24 条第７号及び第９号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
５　第１項第１号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につ

き、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）に定める割合で計算した額とする。

６　第２項の場合（第 24 条第７号及び第９号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受託者の損害賠償請求等）

第 31 条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第 26 条又は第 27 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第 20 条の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第 32 条　受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の２に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

(1)　公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第１項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2)　受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3)　前２号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の６の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

２　受託者が解散されているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に前項の規定による支払いを請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

３　第１項に規定する場合においては、委託者は、直ちにこの契約を解除することができる。

４　前３項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約不適合責任期間等）

第 33 条　委託者は、業務が完了した日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　委託者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　委託者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

（不測の事態による応援）

第 34 条　委託者は、降雪状況又は積雪状況その他不測の事態により、必要と判断した場合、第三者に別途業務を委託し、当該業務履行区域内の一部の除排雪作業を行わせることができるものとする。

２　前項の場合において、別途業務で履行する範囲及び期間は、委託者が定めることとし、受託者は別途業務の円滑な履行に協力しなければならない。

（保険等）

第 35 条　受託者は、この業務を受託するに当たり、第三者に対する損害賠償保険に加入し、その保険証券の写しを委託者に提出しなければならない。

２　受託者は、この業務を受託するに当たり、作業用車両について任意の自動車保険（以下「任意保険」という。）に加入し、その保険証券の写しを委託者に提出しなければならない。ただし、道路を走行しない車両（オフロード機械等）についてはこの限りではない。

３　前項の規定による任意保険の保険金額は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の保険金額と同等額以上とする。ただし、委託者からの貸与機械については、対人賠償保険の保険金額は無制限、対物賠償保険の保険金額は ５百万円以上とする。

（業務の再委託に関する紛争の防止）

第 36 条　受託者は、業務の再委託に関し、紛争が生じないよう努めなければならない。

（再委託代金の支払等）

第 37 条　受託者は、法第 19 条の３（不当に低い請負代金の禁止）、第 24 条の２（下請負人の意見の聴取）、第 24 条の３（下請代金の支払）、第 24 条の４（検査及び引渡し）、第 24 条の６（特定建設業者の下請代金の支払期日等）及び第 24 条の７（下請負人に対する特定建設業者の指導等）の規定に準じて、業務の再委託を行わなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 38 条　この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第 39 条　第２条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受託者が第 23 条各号又は第 24 条各号のいずれかに該当するときは、委託者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の業者を選定し、業務を完了させるよう請求することができる。

２　受託者は、前項の規定により保証人が選定し委託者が適当と認めた業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から委託者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受託者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

⑴　委託料債権（委託料として受託者に既に支払われたものを除く。）

⑵　業務完了債務

⑶　契約不適合を保証する債務（受託者が履行した既履行部分の契約不適合に係るものを除く。）

⑷　解除権

⑸　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 18 条の２の規定により受託者が履行した業務に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　委託者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受託者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による委託者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて委託者に対して受託者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（契約保証金の返還等）

第 40 条　委託者は第 19 条第３項の規定による完了検査に合格したときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を返還しなければならない。

２　委託者は、この契約が解除された場合は、契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を返還しなければならない。ただし、第 26 条又は第 27 条の規定により委託者がこの契約を解除した場合は、この限りでない。

（その他）

第 41 条　受託者は、業務の履行に当たり、地区住民等に迷惑を及ぼすことのないよう、責任をもってこれに対処しなければならない。

２　受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

３　この契約約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

別表（第８条関係）

対象技術者	現場統括主任	道路維持 技術主任	道路パトロール 技術主任	道路除雪 技術主任	雪堆積場管理 技術主任	雪堆積場雪割 技術主任	除雪 センター長
現場統括主任		○	○	○	×	○	○
道路維持 技術主任	○		○	○	×	×	○
道路パトロール 技術主任	○	○		○	×	×	○
道路除雪 技術主任	○	○	○		×	○※1	○
雪堆積場管理 技術主任	×	×	×	×		○	×
雪堆積場雪割 技術主任	○	×	×	○※1	○		○
除雪センター長	○	○	○	○	×	○	

※1　山岳部の春先除雪により作業期間が延長となる地区は、兼務不可

凡　例	○：兼務可　　×：兼務不可